

府立学校産学官共創教育モデル事業企画運営等業務 仕様書

第1 事業名

府立学校産学官共創教育モデル事業企画運営等業務

第2 事業目的

大阪府教育庁(以下「大阪府」と記載する)では、令和7年開催の大阪・関西万博を契機として、府立高校における教育活動を「未来社会の共創」を軸に再構築し、生徒が実社会の課題に向き合いながら主体的かつ探究的に学ぶ教育活動を一層推進したいと考えている。

大阪・関西万博において、生徒が自らの関心や得意分野を出発点として、万博のテーマに沿った企画を仲間と共に構想・制作し、企業や大学等と連携しながら発表する機会を創出してきた。こうした実践を通じて、生徒が互いに学び合い、協働によって新たな価値を創り出すことの意義が明確になった。

本事業では、万博での活動における教育的成果を継承・発展させ、府立学校生が学校の枠を超えてチームを組み、企業・大学等と共に新たな価値を創造する「府立学校産学官共創教育モデル事業」を運営する。

本事業を通じて府立学校生の課題発見力・協働力・創造力を養い、AI や仮想空間(メタバース空間)などの先端技術も活用しながら、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成するとともに、蓄積された知見やノウハウを府立学校間で共有し、令和11年度以降は、各学校が自立的に共創プロジェクトを展開できる仕組みを構築する。

また、本事業は、その基盤を形成する3年間として位置づけ、大阪府の支援のもとで府立学校が連携し、実践を重ねながら共創プロジェクトのノウハウを蓄積・体系化することをめざす。これにより、事業終了後も各学校間で継続的協働・共創を行うことができる体制を確立し、生徒が未来社会をデザインしていくための学びの基盤を形成することを目的とする。

第3 契約期間

契約日から令和11年3月30日まで(期間中、次年度継続の可否は年度評価に基づき都度判断)

第4 委託上限額

総額 594,000 千円(消費税及び地方消費税を含む)

ただし、令和8年度は 198,000 千円、令和9年度は 198,000 千円、令和10年度は 198,000 千円をそれぞれ上限とする。

また、提案にあたっては、各年度における事業実施内容に対応した予算使用計画を明確に示すこと。

第5 事業の概要および全体スケジュール

本事業は以下で構成する。

I. 共創開発プログラムの運営統括委託

- (1)プログラム設計・運営
- (2)共創イベントの運営
- (3)共創イベントの会場確保
- (4)テーマの決定とチーム編成
- (5)事業に必要な体制、資器材等の手配と確保
- (6)連携機関(企業・大学等)の設置と調整
- (7)外部イベントにおける発表・出展に向けた支援
- (8)資金調達手法に関する理解促進及び支援
- (9)事業にかかる全体調整、運営管理及び諸手続き
- (10)打合せ及び進捗管理
- (11)会計処理及び経費管理
- (12)問い合わせ窓口の設置

II. データベースシステムの開発・運用

情報・データ基盤の開発及び運用

III. 事業の発信

生徒募集の広報(ポスター・申し込みフォーム作製等)

イベント中の動画・写真撮影

イベント報告用動画作成(SNS用・成果発表イベント用動画等)

また、契約期間中の年間スケジュールイメージは次のとおり。

★ : 共創イベント

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約(※R8のみ)		連携機関選定		各チーム連携機関との共創プログラム(オンライン併用で質を高めるための改善) 7回程度							
生徒募集		参加生徒確定		外部ビジネスコンテストや展示会イベント等に出展・参加							
			★	★		★		★		★	
			チーム確定	夏季集中ワークショップ		成果発表フォーラム1 (中間発表)		交流会		成果発表フォーラム2 (最終発表)	

第6 受託者の役割

I. 商品開発プログラムの運営統括委託

(1)プログラム設計・運営

本事業の目的を達成し、円滑かつ適切に実施するため、受託者は事業全体の企画を行うものとする。

具体的には、生徒が学校の枠を超えてチームを編成し、企業や大学等と連携しながら、商品やサービスの開発・製作ができるよう、年間を通じた実施計画を立案すること。

また、事業の企画にあたっては、大阪府のメタバース空間である大阪府立バーチャル高校(愛称:EEnen)を積極的に活用し、オンラインとリアルを組み合わせた効果的な学習・共創の場を創出すること。

さらに、大阪府や関係機関との連携体制を整備し、効果的な取組を継続的に支援するための仕組みを設計・構築することとし、本事業終了後も各学校が主体的に取組みを継続できるよう、運営ノウハウの蓄積と共有を見据えた企画とすること。

(2)共創イベントの運営

生徒および教員双方の学びを深めるため、対面での交流会、研修会、発表会等(以下「共創イベント」とする。)を計画的に企画・実施することとし、年間5回以上とすること。

このうち、2回以上は成果発表を中心とした大規模なイベントとして実施すること。

これらの取組の一部については、大阪府立バーチャル高校(EEnen)を活用した発表や国内外のあらゆる方との交流を取り入れ、オンラインとリアルを組み合わせた効果的な学習・共創の場を創出すること。

さらに、大阪府との定期的な協議を通じて事業運営上の課題や改善点を共有し、全体運営の見直しおよび改善を図ることで、事業目的の達成に向けた実効性を高めること。

(3)共創イベントの会場確保

多様な生徒が安心して参加でき、支援を必要とする生徒に対しても合理的配慮が行き届いた会場であること。また、大阪府内の生徒が継続的に参加しやすいよう、公共交通機関を利用して通いやすい立地に所在することを基本とし、移動に伴う生徒の負担が過度とならないよう配慮すること。

(ア)成果発表フォーラムの会場条件

成果発表フォーラムの実施にあたっては、生徒の取組成果を広く社会に発信し、学びの成果を実社会と接続する機会とするため、一定規模の収容人数を有し、一般来場者の参加が可能な公開型イベントの開催に適した施設を確保すること。

当該会場は、概ね200名程度以上の来場者を収容できることを基本とし、ステージ、音響設備、映像投影設備(大型スクリーン等)、照明設備、登壇者用控室等、発表イベントを円滑に実施するために必要な設備を備えていること。

また、企業関係者、教育関係者、地域住民等、広く一般の来場者が観覧可能な立地および動線を有し、公開イベントとしての運営が可能な施設であること。

なお、当該会場の手配に係る費用、施設利用費、設備使用料等については、本委託業務に含むものとする。

(イ)交流会・研修会等の会場条件

全チーム合同の交流会、ワークショップ等については、生徒に対して目的とする知識や技能を効果的に指導できるよう、学習活動に適した環境を有する会場を手配すること。当該会場は、グループワーク、ディスカッション、実習、講義等が円滑に行える十分なスペースおよび必要な設備を備え、活動内容に応じて柔軟なレイアウト変更が可能な場所とすること。

なお、これらの会場についても、手配に係る費用、施設利用費、設備使用料等は、本委託業務に含むものとする。

(4)テーマの決定とチーム編成

事業で取り扱うテーマについては、特定の分野に偏ることなく、社会の動向や課題を踏まえた内容とするとともに、大阪府と協議の上設定すること。

編成するチーム数は10チームから15チーム程度とし、生徒の興味関心を起点として、製造分野、IT分野、サービス分野、エンターテインメント分野等をバランスよく組み合わせた構成とすること。なお、応募者多数の場合は、大阪府と協議の上、柔軟に対応すること。

また、各チームの生徒数は5名から7名程度とするとともに、企業や大学等から派遣される各チームのテーマに応じた専門性を有する者(以下、「専門人材」とする)を各チームに1名以上配置し、実社会と接続した実践的な探究・共創活動が行える体制を構築すること。

専門人材については大学や専門学校等、教育機関以外を必ず8名以上含めるものとし、教育機関関係者に偏らない構成とすること。

なお、事業の実施にあたって、大阪府にて研修の目的で府立学校の教員を募集し、各チームに参画させることがある。

(5)事業に必要な体制、資器材等の手配と確保

受託者は、本事業の円滑かつ効果的な推進に必要な人員、会場、機材、デジタルツール等を計画的に手配・確保すること。特に、生徒が場所の制約を受けることなく協働や発表を行えるよう、オンラインによる協働や発表を支援し、対面・オンライン双方に対応した運営体制を構築すること。

(6)連携機関(企業・大学等)の設置と調整

各チームには、ファシリテーターを適切に配置し、生徒の探究活動が実社会と接続した形で深化するよう、効果的なサポートを行うこと。なお、ファシリテーターは、上記(4)に記載の専門人材と兼ねることができる。

専門人材とファシリテーターの稼働については、「共創イベント」への参画は必須としたうえで、各チームに対し年間12回以上、生徒と打ち合わせの機会を設定すること。このうち、6回以上は対面による実技指導または直接的な助言を行うものとし、それ以外の回については、オンライン形式による実施を含め、受託者が事業の効率性および効果を踏まえて適切に判断するものとする。回により異なる専門人材及びファシリテーターを配置してもよいが、その場合は引き継ぎを密に行い、チームに対し、継続的な関りができるようにすること。

なお、学校行事等の兼ね合いを考慮し打合せ日程の調整を行うこと。

(7)外部イベントにおける発表・出展に向けた支援

本事業で創出された成果について、本イベント内での発表だけでなく、大学や企業主催のビジネスコンテストや特定分野に関する専門展示会への発表・出展への支援を行うこと。

(8)資金調達手法に関する理解促進及び支援

生徒が自らの企画や成果物を社会に発信し、継続的な取組につなげていくため、クラウドファンディング等、生徒が自己資金を獲得するための手法について理解を深める機会を設けるとともに、その活用に向けた助言や支援を行うこと。

(9)事業にかかる全体調整、運営管理及び諸手続き

受託者は、本事業を円滑かつ適切に実施するため、関係機関との全体調整、必要な諸手続き、運営管理を一体的に行うものとする。

(ア) 関係機関との連携及び調整

本事業の実施にあたり、調整事項が生じた場合は、大阪府関係部局、府立学校、企業、大学等の関係機関と連携し、必要な協議および調整を適切に行うこと。

また、事業の進行に伴い発生する課題については、関係者間で情報を共有し、円滑な事業運営に向けた調整を主体的に行うこと。

(イ) 各種手続き及び申請対応

本事業の実施に必要な資格、認証、許可等の取得申請をはじめとする各種手続きについては、受託者の責任において適切に行うこと。

これらの手続きに要する費用が発生する場合は、受託者の負担とする。

なお、大阪府が事業実施に係る申請や届出を行う場合には、必要な書類の準備に協力するとともに、必要に応じて提出手続きへの同行等を行うこと。

(10) 打合せ及び進捗管理

本事業を円滑かつ適切に実施するため、受託者は各チームの取組状況を継続的に把握・分析し、進捗管理および改善に向けた支援を行うこと。

受託者は、大阪府と定期的に打合せを実施し、事業の進捗状況、課題、今後の対応等について共有すること。

打合せの実施にあたっては、月1回以上、ファシリテーター、開発責任者、統括責任者、大阪府担当者等が参加する全体会議を基本とする。

また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、大阪府に提出すること。

(11) 会計処理及び経費管理

本事業の実施に伴い発生する経費については、ファシリテーターへの謝金・委託費、会場・設備使用料、各チームに係る開発費・材料費・施設利用費等を含め、受託者が一元的に管理・支出するものとする。

受託者は、予算配分および執行状況を適切に管理するとともに、会計処理の内容を正確に記録・保存し、各年度末には事業全体の収支状況を整理した報告を行うこと。

また、事業期間中においても、大阪府から求めがあった場合には、速やかに会計状況に関する報告を行うこと。

(12) 問い合わせ窓口の設置

本事業の円滑な実施を図るため、本事業にかかる各種問い合わせに対応する窓口を設置すること。当該窓口は、生徒、保護者、関係企業、一般府民、学校関係者等からの問い合わせを一元的に受付、適切かつ迅速に対応できる体制を整備すること。

II. データベースシステムの開発・運用

(1) 目的・基本方針

受託者は、3年間にわたる本事業の活動成果およびノウハウを一元的に管理し、府立学校の生徒、教員な

らびに大阪府が共通で利用できるデータベースシステム(以下「本システム」という)を構築・運用すること。

本システムは、事業期間中に蓄積された情報を適切に管理・活用するとともに、事業終了後においても、すべての府立学校における探究活動の進捗および成果を継続的に蓄積できる仕組みとして、拡張可能な設計とすること。

また、府立学校との連携を希望する企業・大学等の外部機関が事業情報を登録できる機能を備え、学校と企業・大学をつなぐ産学官連携プラットフォームとして活用できる設計とすること。

(2)利用環境・利便性

生徒および教員は、本システムを学校配備端末に加え、スマートフォン等の個人端末からも操作・閲覧が可能な仕様とし、利便性と継続的な活用を両立させること。

(3)基本機能

本システムにおいて、生徒は以下の機能を利用できるものとする。

- 連携先となる学校、企業、大学等を検索・閲覧する機能
- 探究活動の進行状況、成果、気づき等を記録・蓄積する機能
- 探究活動に関連して収集した資料、データ等を保存・管理する機能

また、生徒同士が意見交換や協議を行えるよう、チャット等のコミュニケーション機能を搭載すること。

(4)利用管理および安全性の確保

本システムの利用にあたっては、必ず教員の承認を必要とする仕組みとし、生徒間のやり取りや活動内容については、教員が確認できる設定とすることで、安全性を確保すること。

(5)外部 AI との連携(アシスト機能)

本システムは、ChatGPT、Copilot、Gemini、SakanaAI 等の外部 AI と連携し、生徒が選択した AI から、学習のヒント、改善案、適切な連携先の提案等を受けられるアシスト機能を備えるものとする。

外部 AI が参照できる情報については、個人が特定されない範囲に限定し、情報の安全性に十分配慮した設計とすること。なお、外部 AI の利用は、原則として無料で利用可能な範囲において行うものとする。

また、現時点で実装が困難な機能についても、外部 AI の技術進展を見据え、3年間を通じた段階的な高度化が可能な設計とし、AI の性能向上が継続的に反映されることを想定する。

(6)個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、以下のとおり適切に管理すること。

- 他校等の外部から閲覧される情報については、生徒の名前を表示せず、学校名、学年、担当教員名等に限定すること。
- 校内および大阪府においては、生徒の個人情報を含めた進捗状況や成果を確認できるものとし、コメントや評価を行う機能を実装すること。

(7)開発および運用方針

本システムの開発および運用については、以下の方針に基づき実施すること。

- 初年度にプロトタイプを開発すること。
- 2年めから3年めにかけて、本事業に参加する生徒および企業等と連携し、テスト運用および改善を行うこと。

○事業終了後においては、可能な限りランニングコストが発生しない仕組みを採用すること。

(ただし、最低限必要となるサーバー費用等についてはこの限りではない)

また、企業等の知見を取り入れることにより、より良い仕様の追加が可能となるよう配慮すること。さらに、受託者は、本仕様に記載した内容以外にも有用と判断される機能や仕様がある場合には、大阪府に提案のうえ、導入するものとする。

Ⅲ. 事業の発信

受託者は、本事業の成果および各府立学校における取組を広く府民、企業、教育関係者等へ発信し、府立学校教育の魅力と可能性を高めることを目的として、効果的な広報・発信を行うものとする。

発信にあたっては、大阪府ホームページならびに教育庁公式 SNS (Instagram、YouTube 等) を活用し、事業の内容や成果が分かりやすく伝わるデジタルコンテンツおよび広報素材の制作を行うこと。

また、募集開始前には、生徒募集および学校への参加呼びかけを目的として、ポスターやリーフレット等を作成するとともに申し込みフォームを用意すること。

動画による発信については、各チームにおける伴走の様子や探究活動の過程、成果発表イベント等を撮影し、SNS での発信に適した形に編集した動画コンテンツを年間 10 本以上作成すること。

これらの動画は、本事業の取組や学びの過程を広く府民に伝えるとともに、次年度以降の生徒募集や府立高校の魅力発信につながる内容とし、府立学校が一体となって取り組む姿(いわば「チーム大阪府立学校」)が伝わる構成とすること。

なお、発信する内容については、事前に大阪府の承認を得たうえで公開するものとし、本事業の取組が府全体へ波及するよう努めること。

第7 業務実施体制

受託者は、本事業を円滑かつ効果的に実行しうる体制を整えること。

また、当該体制の中に統括責任者及び開発責任者を配置し、大阪府にその名前及び役割を連絡すること。

本事業の性質上、学校・企業・大学・地域団体等、多様な主体との協働が想定されるため、これらの連携を適切に支援できる体制を構築すること。

(1) 統括責任者

統括責任者は、本委託業務の全体を統括し、大阪府及び関係機関との連絡調整を含めた全体の進捗管理等の統括を行うとともに、事業の円滑かつ適切な遂行に努めること。

また、本委託業務の遂行を阻害するおそれのある内外のリスクを特定し、その発生可能性や影響度を分析した上で、リスク軽減策を整理・実施すること。

必要に応じて大阪府に改善策を提案し、その結果を事業の運営や体制の改善に反映させること。

その他、府から報告や是正等の指示を受けた場合は、速やかに対応を行うこと。

(2) 開発責任者

すべての開発チームを統括する開発責任者を設定すること。

本委託業務の実施過程で生じた各種課題や要調整事項を一元的に整理し、「業務管理台帳」を作成のう

え、統括責任者を補佐すること。

また、学校や関係機関との連携を円滑に行うため、進捗状況の確認、スケジュール管理、タスクのリマインドを適宜行うこと。

さらに、各校の取組を把握し、進行状況に応じた助言や調整を行うとともに、大阪府との情報共有を継続的に行うこと。

(3)事業運営体制

本事業の活動は、探究・共創・発表等の複数のステージで構成されるため、各段階を一体的に検討・運営する体制を構築すること。

特に、学校間連携や企業・大学等との協働を効果的に進めるためのサポートチーム(ファシリテーション、広報、技術支援、評価等)を明確にし、統括責任者の指揮のもと、全体最適を図る体制を整えること。

第8 初年度の想定スケジュール及び納品物等

(1)令和8年度スケジュール

令和8年度は、府立高校の生徒を対象に広く有志を募集し、学校・分野を超えた混成チームによる共創プロジェクトを実施する。

生徒が企業・大学等と協働し、社会課題の探究と創造的な解決策の発表を行うことを目的として、以下のスケジュールで事業を実施する。

詳細な日程は大阪府と協議のうえ、別途定めるものとする。

<想定スケジュール>

令和8年5月	事業計画の策定、生徒募集開始(共創テーマ提示)、ポスター・リーフレット・SNS 等による PR 展開、応募受付
令和8年6月	参加生徒確定(応募多数の場合選考) ※大阪府が決定し受注者に通知する。
令和8年7月	キックオフミーティング実施(チーム編成決定)、企業・大学とのマッチング実施、課題研究の方向性決定
令和8年8月	夏期集中ワークショップ実施(フィールドワーク・試作・AI/メタバース活用体験等)
令和8年9月	チームごとのブラッシュアップ、連携機関との共同検討会実施、活動記録・映像素材等の制作
令和8年10月	成果発表フォーラムにて中間発表
令和8年11月	取組成果の深化、試作品・発表資料の最終化、共創成果の映像化・アーカイブ整備
令和8年12月	交流会
令和9年2月	成果発表フォーラム(最終発表)開催、優良事例の取材・広報発信、事業全体の検証会議、参加生徒・関係者アンケートの実施、改善提案の整理
令和9年3月	成果報告書の作成・提出、次年度(令和9年度)計画策定

(2)主な納品物等

納品物、成果物等については、定められた期限までに提出すること。特段定めのない納品物の納期等については、別途協議の上、期限を定めるものとする。

主な納品物	期限
本事業全体に関わる事業計画(体制・スケジュール・募集テーマ案・予算計画も含む)	契約締結後速やかに
PR 計画書(生徒募集及び広報方針含む)	契約締結後速やかに
共創イベント進行資料	各回実施の1週間前までに
共創プログラム実施計画書(共創イベントの企画、チームごとのファシリテーターの役割などを明確にしたもの)	初回の共創イベントの実施後速やかに
SNS 動画素材	定期的に(2か月に1回以上)
中間報告書(進歩・課題・改善策を含む)	中間期(概ね 11 月頃)までに
成果報告書(実施概要・効果・課題整理・次年度方針を含む)	令和9年3月、令和 10 年 3 月
最終成果報告書(府立学校全体への展開方針含む)	令和11年3月
データベースシステム(プロトタイプ)	令和9年3月
データベースシステム(改良版)	令和10年3月
データベースシステム(最終版)	令和11年3月

第9 提案を求める事項(評価観点)

公募要領に記載の審査内容を踏まえ企画提案してください。

(1)運営体制・スケジュール案・実績・コンセプトの妥当性

- 事業全体の運営体制、役割分担および進捗管理の方法を明確に示してください。
- 各年度の具体的なスケジュール案を示してください。
- 過去3年以内に実施した類似事業がある場合、その実績および成果を示してください。
- 成果発表フォーラムを含む共創イベントについて、実施方法や具体的な内容を示してください。
- 探究・共創型学習として、生徒の主体性を引き出す学習プロセスを適切に示してください。
- 想定される課題やリスクおよびその対応方針を整理し、円滑な事業運営が可能な計画としてください。
- 各年度における事業実施内容に対応した予算使用計画を明確に示してください。

(2)テーマ設計・運営方法・PR 計画の具体性および実現性

- 本事業の目的や社会的課題と合致しているテーマ案を示してください。
- 伴走する企業・大学等の想定および役割を具体的に示してください。
- 各チームの生徒の発想や企画を引き出し、具体的な成果へと発展させるための伴走支援の考え方や体制を示してください。
- 事業内容および実施規模に適しているイベント会場を示してください。
- 共創プログラムに参加した生徒が出展もしくは参加できる外部イベント(ビジネスコンテスト、展示会等)を示してください。
- 生徒募集や事業周知に向けた PR 計画を具体的に示してください。

(3)自走化支援・ノウハウ共有・評価指標に関する独自性および発展性

- 事業終了後、府立学校の生徒が主体的に共創プロジェクトを展開するための自走化支援の考え方や体制を示してください。
- 本事業の活動成果やノウハウを蓄積・共有するためのデータベースシステムについて、具体的な提案および仕様を示してください。令和 11 年度以降ランニングコストが発生することが見込まれる場合は、その年額を概算で示すこと。
- 事業効果を測定・検証するための適切な評価指標を示してください。

第 10 その他(留意事項等)

(1)誠実な対応

本委託業務の実施にあたっては、大阪府と十分に協議しながら進めること。また、大阪府との連絡調整を密に行い、経過について適宜報告すること。

(2)苦情等の処理

業務実施で生じたトラブル等については、受託者が責任をもって対応すること。対応にあたっては、府と十分に協議を行うこと。

(3)法令等の遵守

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって、条例、規則、関係法令、各会場となる施設の利用規則等を十分遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。また、法令の遵守のほか、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮等幅広い持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけること。

(4)受託者及び業務従事者の守秘義務

受託者及び業務従事者は、本契約の履行にあたって知った又は知り得た秘密又は情報を、本契約の期間中はもちろん、契約終了後においても、大阪府及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。万一事故が発生した場合には、直ちに大阪府に連絡をするとともに、速やかに必要な調査・報告等を行う等、適切な処理を行うこと。

(5)経費

本委託業務の履行に係る経費は、全て契約金額に含むものとする。万一、超える場合は受託者の負担とする。

(6) 第三者との連携

本事業の目的を遂行するために、大阪府の指定する他の事業者と連携する場合がある。その場合、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

(7) 経費関係書類の保存

経費支出等の確認書類(請求書、領収証等)について確実に整理・保管(5年間)し、大阪府からの請求があった場合、速やかに提出すること。

(8) その他

その他、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合等は、その扱いについて別途協議の上定めることとする。

第 11 知的財産権等の取扱い

(1) 権利の帰属等

委託業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)を含む。)に関する所有権及び著作権(昭和45年法律第48号)(著作権法第 21 条から第 28 条の権利を含む。)については、大阪府に帰属するものとする。また、本事業を通じて生まれた一切の知的財産権については、大阪府に帰属するものとする。

本事業の受託者(受託者の従業員及び再委託等を行った場合の再委託先等を含む。)は、著作者人格権に基づく権利を行使しないものとする。

大阪府は、本件終了後も、本業務の成果物(成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)を含む。)について、任意に加工・編集を行い、Web や印刷物を通じて、「第2 事業目的」に沿った使用を行えるものとする。

(2) 第三者が有する権利等の取扱い

委託業務の実施にあたり、第三者が、肖像権、知的財産権等の権利を有している映像・画像・音楽等を使用する場合は、事前に権利者から使用の許諾を得た上で、必要となる一切の手続き及び使用料の負担等は受託者が行うこと。なお、(1)権利の帰属等に記載する本件終了後の利用についても使用料等が生じないものとする。

(3) 権利処理の保証等

受託者は、本委託事業の実施にあたり、第三者の肖像権、知的財産権その他の権利を侵害していないことを保証すること。第三者からの訴えにより、大阪府に損害(使用の差し止めを含む)が生じた場合は、受託者が損害を賠償すること。

(4) その他

知的財産権等の扱いに関し疑義が生じた場合は、別途協議の上、定めるものとする。